

都市計画図の写し交付手数料事務処理要領

(趣旨)

第1 この要領は、蒲郡市手数料条例（昭和29年蒲郡市条例第3号）別表その他関係の手数料表中5都市計画図複写交付事務を円滑かつ適切に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(図面の規格)

第2 都市計画図の写し交付手数料に係る図面の大きさは、日本工業規格（J I S）のA3又はA4とし、申請者の選択とする。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。